



2023. 4. 1
第109号

広報

河東土地改良区



令和4年度 通常総代会を開催しました。

令和5年3月23日、河東土地改良区第19期総代を迎え通常総代会を開催しました。(開催内容については6頁)

また、第21期理事においては任期中の最後の総代会となりました。

Contents もくじ

理事長挨拶 退任理事あいさつ	(2)
電気料高騰・令和5年度揚水機等運転計画	(3)
第124・125回臨時総代会・財務報告	(4)(5)
第126回通常総代会・予算	(6)
理事就任・総代就任	(7)
組合員の皆様へ	(8)

〒382-0047

長野県須坂市大字幸高425-1

TEL : 026-245-0890

FAX : 026-248-1784

URL : <https://midorinet-kato.org/>



発行：河東土地改良区

編集：理事長 米沢一美

印刷：佐藤印刷株式会社

E-mail kato-midorinet.sakai@snow.ocn.ne.jp



昨年はコロナ禍でも社会活動が復活しつつ、平常時への切り替えが目標となる年でした。

反面ロシアのウクライナ侵攻を背景とした各種エネルギーを筆頭に食料品加工品等が、大幅な値上げになるという新たな課題が発生した年でもありました。

その中でも、国の令和5年度農業農村整備関係当初予算が4457億円4年度補正にて1677億円が確保されました。また、長野県令和5年度概算要求は補助公共事業費100億円、県単独公共事業2億9千万円が計上されております。この数字からも予算が安定し事業がスムーズに実施できる環境が整った事が伺えます。

土地改良区におきましては、国の方針により土地改良団体における男女共同参画推進が掲げられ、土地改良区の女性理事登用について成果目標が示されましたので、今後新役員新体制の中推進に取り組んでいきたいと思っております。

就任当初より改良区を広くアピールしたいと思

広報誌の作成、配布及びホームページを開設、土地改良区政治連盟等の関係機関への訪問等を積極的に行いました。

又平成30年より土地改良法の改正により、施設の更新事業を計画的に積立てていくために複式簿記の導入を行いました。併せて員外監事の登用もありました。

今後用水施設を含む農地を後世に引き継いでいただくべく各種事業を進めてきましたがまだまだ課題は山積みです。

今年の干支は癸卯（みずのと、うさぎ）です。新しい命が成長し始めている状態を意味する癸と、ウサギのように跳ねることを意味する卯の組み合わせから努力が実を結び飛躍する年になる事を祈念いたします。

農業と土地改良区は持続可能でなければなりません、そのためには新役員・職員・それ以上に組合組織としての組合員一人一人のご尽力並びにご協力をお願い申し上げます。

第21期 理事任期満了

退任理事のあいさつ

私平野正は令和5年4月3日任期満了により河東土地改良区役員を退任しました。

平成23年第19期理事に選出され他新任理事6名と就任し、2期目より米沢理事長の補佐の副理事長として3期を終えました。

この間役職員をはじめ組合員の皆様には深いご理解と厚いご協力を賜りまして大変お世話になりありがとうございました。

今振り返りますと令和元年（2019年）の東日本台風（台風19号）により被災、度重なる集中豪雨での被害に綿内揚水機取入口を排土浚渫工事、また急な雷雨による八木沢沖揚水機の故障、直近では電気料の高騰など水が命の改良区にとっては目を覆いたくなるほどの事案がありました。

しかし組合員皆様の温かいご支援とご理解並びに関係機関のご協力をいただきまして窮地を救っていただいたことに厚く御礼申し上げます。

最後に先人の偉業に感謝し組合員各位のご多幸、ご健勝を深く祈念申し上げ退任理事を代表しご挨拶とさせていただきます。

前副理事長 平野 正

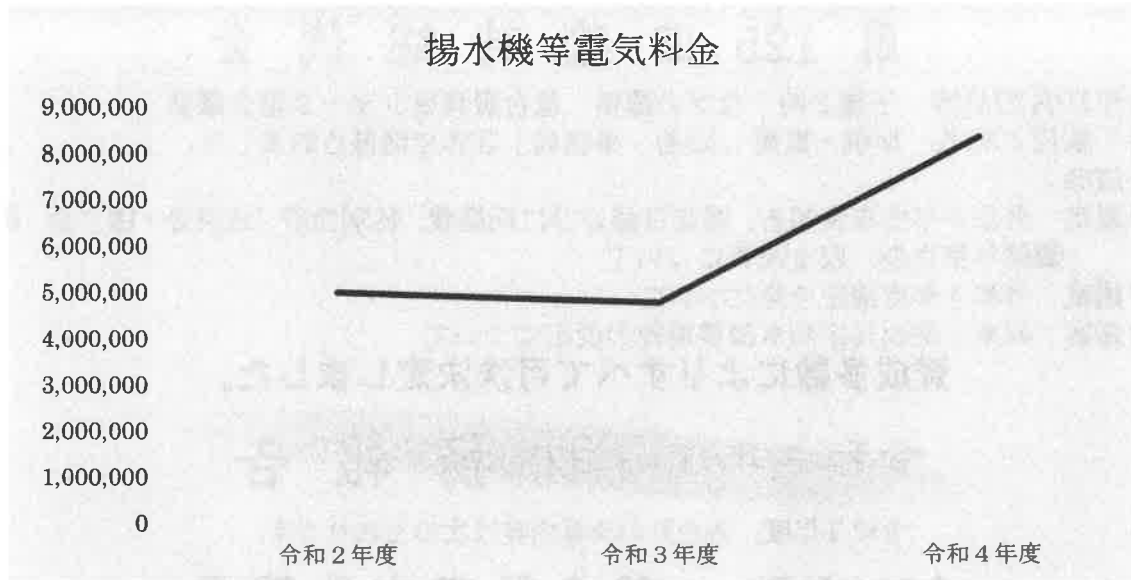
今回退任される理事

米沢 一美 平野 正 清水 澄夫 安藤 久雄 中島 敏

電気料金が高騰しています！

世界情勢の変化によるエネルギー調達価格高騰が続いており、当土地改良区においても、揚水機場等の電気料金が上昇しています。組合員の皆様には昨年度と同様に本年度も電気料金軽減を目的とした節電にご理解ご協力をお願いします。

令和2年度と比較すると令和4年度は340万円増！！



一人ひとりの節水の取り組みで土地改良区の運営経費負担を軽減しましょう！

令和5年度河東土地改良区 揚水機等運転計画(配水計画)

令和5年3月7日開催の理事会に於いて、河東土地改良区利水調整規程第5条の規定に基づき、下記のとおり揚水機場等の運転計画を定めました。

令和5年度 河東土地改良区揚水機等運転計画

地区	名称	運転開始日	運転停止日	管理	備考
井上地区	福島ポンプ場	4月10日	8月31日	ポンプ係	
	内田ポンプ場				
豊洲地区	前田ポンプ場	4月10日	9月30日	ポンプ係	4月 22時から5時まで運転停止
	東沖ポンプ場				5月 24時間運転
	西沖ポンプ場				9月 22時から5時まで運転停止
	欠下ポンプ場	4月10日	8月31日	ポンプ係	
	沼目ポンプ場				停止中
	相之島非常用ポンプ				相之島区からの要望により運転
綿内地区	綿内揚水機	5月17日	9月3日	ポンプ係	4月20日から試運転
	古屋ポンプ場	4月20日	9月3日	ポンプ係	
	田中ポンプ場			ポンプ係	
	春山ポンプ場			ポンプ係	
	馬場沢ポンプ場			ポンプ係	
	塚田ポンプ場			ポンプ係	
	大柳ポンプ場			耕作者	
	中田ポンプ場			耕作者	
	清水第一ポンプ場			耕作者	
	清水第二ポンプ場			耕作者	
	日ノ詰ポンプ場			ポンプ係	
	大橋ポンプ場			ポンプ係	
	東山ポンプ場			ポンプ係	
藤本ポンプ(仮設)				状況により設置	

第 124 回 臨 時 総 代 会

令和 4 年 7 月 2 日(月) 午後 2 時 ながの農協 総合資材センター 2 階会議室
出席者：総代：28 名 理事・監事：9 名 事務局：2 名で開催されました。

< 提出議案 >

第 1 号議案 須坂長野 IC 周辺開発ものづくり 2 次用地の農地転用地区除外について
賛成多数によりすべて可決決定しました。

第 125 回 臨 時 総 代 会

令和 4 年 10 月 27 日(水) 午後 2 時 ながの農協 総合資材センター 2 階会議室
出席者：総代：38 名 理事・監事：12 名 事務局：3 名で開催されました。

< 提出議案 >

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告、財産目録並びに同経費、特別会計（決済金・積立金・職員退職給与積立金）収支決算について

第 2 号議案 令和 4 年度補正予算について

第 3 号議案 河東土地改良区利水調整規程の改定について
賛成多数によりすべて可決決定しました。

令 和 3 年 度 財 務 報 告

令和 3 年度、各会計の決算内容は次のとおりです。

令 和 3 年 度 一 般 会 計 収 支 決 算 書

歳入合計 99,684,743 円
歳出合計 46,065,434 円
差引 53,619,309 円（令和 4 年度へ繰越）

歳 入

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増△減
1. 組 合 費	36,887,000	36,207,700	△679,300
2. 財 産 収 入	590,000	582,470	△7,530
3. 使 用 料	2,260,000	2,064,320	△195,680
4. 補 助 金	1,992,000	1,992,000	0
5. 交 付 金	0	0	0
6. 負 担 金 繰 入 金	1,084,000	409,323	△674,677
7. 雑 収 入	4,120,000	2,606,604	△1,513,396
8. 特 別 会 計 繰 入 金	8,132,000	8,133,605	1,605
9. 区 債 及 び 借 入 金	0	0	0
10. 繰 越 金	47,682,000	47,688,721	6,721
合 計	102,747,000	99,684,743	△3,062,257

歳 出

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増△減
1. 事 務 費	24,475,000	22,186,748	△2,288,252
2. 選 挙 費	0	0	0
3. 事 務 所 費	600,000	425,613	△174,387
4. 業 務 費	800,000	364,702	△435,298
5. 維 持 管 理 費	42,638,000	16,994,188	△25,643,812
6. 県 営 事 業 関 係 費	0	0	0
7. 財 産 費	0	0	0
8. 区 債 及 び 借 入 金	570,000	569,872	△128
9. 負 担 金 寄 付 金	4,733,000	3,350,093	△1,382,907
10. 補 助 金 補 給 金	10,000	6,000	△4,000
11. 諸 費	3,563,000	2,168,218	△1,394,782
12. 予 備 費	25,358,000	0	△25,358,000
合 計	102,747,000	46,065,434	△56,681,566

令和3年度 特別会計収支決算書

(1) 決済金特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 決済金	455,000	4,860,650	4,405,650
2. 雑収入	17,000	12,569	△4,431
3. 繰越金	136,365,000	136,372,516	7,516
合計	136,837,000	141,245,735	4,408,735

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰出金	8,132,000	8,133,605	1,605
2. 予備費	128,705,000	0	△128,705,000
合計	136,837,000	8,133,605	△128,703,395

令和4年度へ繰越 133,112,130円

(2) 積立金特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰入金	0	0	0
2. 雑収入	18,000	9,109	△8,891
3. 繰越金	81,290,000	81,290,000	0
合計	81,308,000	81,299,109	△8,891

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰出金	18,000	8,589	△9,411
2. 予備費	81,290,000	0	△81,290,000
合計	81,308,000	8,589	△81,299,411

令和4年度へ繰越 81,290,520円

(3) 職員退職給与特別会計決算書

歳入

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰入金	0	0	0
2. 雑収入	2,000	2,670	670
3. 繰越金	23,090,000	23,090,000	0
合計	23,092,000	23,092,670	670

歳出

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増△減
1. 繰出金	2,000	2,209	209
2. 予備費	23,090,000	0	△23,090,000
合計	23,092,000	2,209	△23,089,791

令和4年度へ繰越 23,090,461円

財産目録

(令和4年3月31日)

資産

項目	金額(円)
現金及び預金	53,649,095円
未収金	1,500,920円
決済金	133,112,130円
積立金	104,380,000円
農林中金出資金	60,000円
固定資産税(車庫外2件他)	6,452,176円
事務所施設(水道施設外2件)	214,076円
土地(施設予備地16区)	44,563,200円
備品	11,661,220円
資産合計	355,592,817円

負債

項目	金額(円)
農林漁業資金借入金	0
利用貸付金	3,989,104
決済金	133,112,130
積立金	104,380,000
負債合計	241,481,234

第126回通常総代会

令和5年3月23日(木) 午後2時 ながの農協 総合資材センター2階会議室
出席者：総代：33名 理事・監事：12名 事務局：3名で開催されました。

<提出議案>

- 第1号議案 令和5年度事業計画及び土地改良事業用地の買収又は処分について
第2号議案 令和5年度特殊地区補助事業の実施について
第3号議案 令和5年度一時借入金について
第4号議案 令和5年度歳計現金の預貯金先金融機関指定について
第5号議案 令和5年度組合費賦課金及び同徴収期について
第6号議案 令和5年度河東土地改良区収支予算について
第7号議案 組合費の欠損処分について
第8号議案 任期満了に伴う後任理事の推薦について

賛成多数によりすべて可決決定しました。

令和5年度予算

令和5年度 収支予算総括表

収 入			支 出		
科 目	一般会計	合 計	科 目	一般会計	合 計
1 土地改良事業収入	32,640,950	32,640,950	1 土地改良事業費支出	21,310,000	21,310,000
1 経常賦課金収入	32,478,700	32,478,700	1 幹線維持管理費支出	5,200,000	5,200,000
2 特別賦課金収入	162,250	162,250	2 地区維持管理費支出	15,750,000	15,750,000
2 附帯事業収入	1,550,000	1,550,000	3 適正化事業拠出金支出	360,000	360,000
1 他目的使用料収入	1,500,000	1,500,000	2 一般管理費支出	32,025,000	32,025,000
2 手数料収入	50,000	50,000	1 運営事務費支出	31,085,000	31,085,000
3 基本財産運用収入	528,000	528,000	2 事務所費支出	940,000	940,000
1 基本財産運用収入	528,000	528,000	3 土地改良事業負担金支出	100,000	100,000
4 補助金等収入	1,991,000	1,991,000	1 その他負担金支出	100,000	100,000
1 補助金収入	1,991,000	1,991,000	4 固定資産取得支出	1,800,000	1,800,000
5 雑収入	1,213,040	1,213,040	1 特定資産取得支出	1,800,000	1,800,000
1 受取利息配当金収入	11,800	11,800	5 特定資産積立支出	272,250	272,250
2 過年度収入	1,171,240	1,171,240	1 特定資産積立支出	272,250	272,250
3 過怠金収入	20,000	20,000	6 繰越金	21,271,740	21,271,740
4 その他雑収入	10,000	10,000	1 次年度繰越金	21,271,740	21,271,740
6 特定資産取崩収入	8,856,000	8,856,000	7 予備費	5,000,000	5,000,000
1 特定資産取崩収入	8,856,000	8,856,000	1 予備費	5,000,000	5,000,000
7 繰越金	35,000,000	35,000,000	(C) 支出合計	81,778,990	81,778,990
1 前年度繰越金	35,000,000	35,000,000	(D) 当期支出合計	60,507,250	60,507,250
(A) 収入合計	81,778,990	81,778,990	(B) - (D) 当期収支差額	△13,728,260	△13,728,260
(B) 当期収入合計	46,778,990	46,778,990			

第22期 理事 就任

令和5年3月23日開催の第126回通常総代会に於いて、河東土地改良区第22期理事として選任決議されました。任期は令和5年4月4日から令和9年4月3日までの4年間です。

地区	町	氏名	新・再
綿内地区	古屋	小坂 富吉	新
綿内地区	大柳	岡部 勇	重
井上地区	福島	花井 聡	新
井上地区	中島	近藤 正博	新
日野地区	沼目	田中 邦秋	新
日野地区	村山	黒岩 基之	重
豊洲地区	相之島	荻原 敏雄	新
豊洲地区	小島	前川 博司	重

第19期 総代 就任

令和5年2月27日に総代選挙が執行され、第1選挙区から第4選挙区までの40名の新総代が決定いたしました。(無投票) 任期は令和5年3月23日から令和9年3月22日までの4年間です。

選挙区名	氏名	町名	新・重
第一選挙区	藤沢 智栄	芦ノ町	新任
	田村今朝宏	春山	新任
	保坂 護	町田	新任
	北原 実	古屋	新任
	石割 弘幸	町	新任
	松澤 寿治	大橋	新任
	伊藤 勝仁	上町	新任
	小林 幹雄	岩崎	新任
	安藤 隆夫	清水	新任
	駒村 健一	山新田	新任
第二選挙区	塚田 茂博	福島	新任
	花井 裕	福島	新任
	堀内 正	中島	新任
	岩田 泰聖	幸高	新任
	高橋 正明	九反田	新任
	玉野井成治	井上	新任
	堀内 忠義	福島	新任
	牧 光央	中島	新任
	清水仙一郎	井上	新任
	三浦 周治	二睦	重任

選挙区名	氏名	町名	新・重
第三選挙区	佐々木静雄	八重森	重任
	小布施嘉雄	高梨	新任
	横谷 昇	村山	重任
	古谷 隆三	村山	重任
	小平 淳市	村山	新任
	古平 幸正	村山	新任
	青木 信一	五閑	重任
	勝山 政稔	沼目	新任
	中島 正義	高梨	新任
	坪井 盛雄	沼目	新任
第四選挙区	北村 幸宜	新田	新任
	丸山 茂	小布施町大島	新任
	袖山三樹雄	小河原	重任
	田子 真司	小河原	新任
	松沢 範明	小島	新任
	高橋 君吉	小島	新任
	三木 延雄	相之島	新任
	塚田 信行	相之島	新任
	三木 隆一	相之島	重任
	土屋 誠	小島	新任

組合員の皆様へ

組合員の資格に変更があった場合は届出が必要です！

- ◇農地の売買、又は耕作権の変更があった場合
 - ◇組合員が死亡、又は経営主体の変更があった場合
 - ◇組合員の住所を変更した場合
 - ◇地区内農地を宅地等に転用する場合
 - ※転用により地区除外をする場合は「決済金」の納付が必要となります。
 - ◇地目、地積に変更があった場合
 - ◇用排水路に橋を架ける場合
- 【注意】上記のような事由にて、農業委員会、法務局等への公共機関で手続きを行っても土地改良区へ届出をしなければ台帳の修正は行われません。

賦課金は期日を守って納入してください！

納入方法	振替日又は納入期日
口座振替	1回目 6月30日 2回目 11月30日
口座振替（一括納入）	6月30日
コンビニ振替	6月20日

※賦課金合計金額が10,000円以下は一括納入となります。

- 賦課金の未収納が発生した場合は、改良区役職員が一丸となって未収金の回収を行っています。
- 賦課金の滞納者に対しては、関係機関の指導の下滞納処分の手続きを行うようになります。支払の意思が確認できない場合、また分納契約が正確に履行されない場合は財産差し押さえ等の処分を行う場合があります。

水路の畦畔の確保を！

田の用水路に於いて畦畔の土はU字溝を保護するためのものです。



畦畔がある



畦畔がない